

別表 2

1	目の障害	
(1)	両眼が失明したとき	100%
(2)	1眼が失明したとき	60%
(3)	1眼の矯正視力が0.6以下となったとき	5%
(4)	1眼が視野狭窄（正常視野の角度の合計が60%以下となった場合をいう）となったとき	5%
2	耳の障害	
(1)	両耳の聴力を全く失ったとき	80%
(2)	1耳の聴力を全く失ったとき	30%
(3)	1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき	5%
3	鼻の障害	
(1)	鼻の機能に著しい障害を残すとき	20%
4	咀嚼、言語の障害	
(1)	咀嚼又は言語の機能を全く廃したとき	100%
(2)	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき	35%
(3)	咀嚼又は言語の機能に障害を残すとき	15%
(4)	歯に5本以上の欠損を生じたとき	5%
5	外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状	
(1)	外貌に著しい醜状を残すとき	15%
(2)	外貌に醜状（顔面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残すとき	3%
6	脊柱の障害	
(1)	脊柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき	40%
(2)	脊柱に運動障害を残すとき	30%
(3)	脊柱に奇形を残すとき	15%
7	腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害	
(1)	1腕又は1脚を失ったとき	60%
(2)	1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき	50%
(3)	1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき	35%
(4)	1腕又は1脚の機能に障害を残すとき	5%
8	手指の障害	
(1)	1手の拇指を指関節（指接間関節）以上で失ったとき	20%
(2)	1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	15%
(3)	拇指以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき	8%

(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	5%
9 足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき	10%
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	8%
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失った とき	5%
(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	3%
10 その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき	100%

(注) 第7項から第9項までの規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分という。